

（仮称）印西市立東の原義務教育学校新設基本計画

令和7年8月

印西市教育委員会

(仮称) 東の原義務教育学校新設基本計画

目次

1. 新設校整備の必要性	1
(1) 小学校の対応	
(2) 中学校の対応	
(3) 義務教育学校の新設	
2. 学校づくりの基本構想	5
(1) 印西市の教育施策の基本理念	
(2) 印西市教育大綱	
(3) 第2期印西市教育振興基本計画	
(4) 印西市教育DX推進計画	
(5) 印西市学校適正規模・適正配置基本方針	
3. 学校づくりの基本方針	7
4. 建設予定地の選定	8
5. 通学区域の設定	9
6. 建設予定地の敷地概要	10
(1) 敷地概要	
(2) 関係法令等の整理	
7. 学校施設の整備概要	12
(1) 計画概要	
(2) 学校規模	
(3) 配置計画	
8. 想定スケジュール	13
9. 計画策定後に継続的に取り組む事項	14

1. 新設校整備の必要性

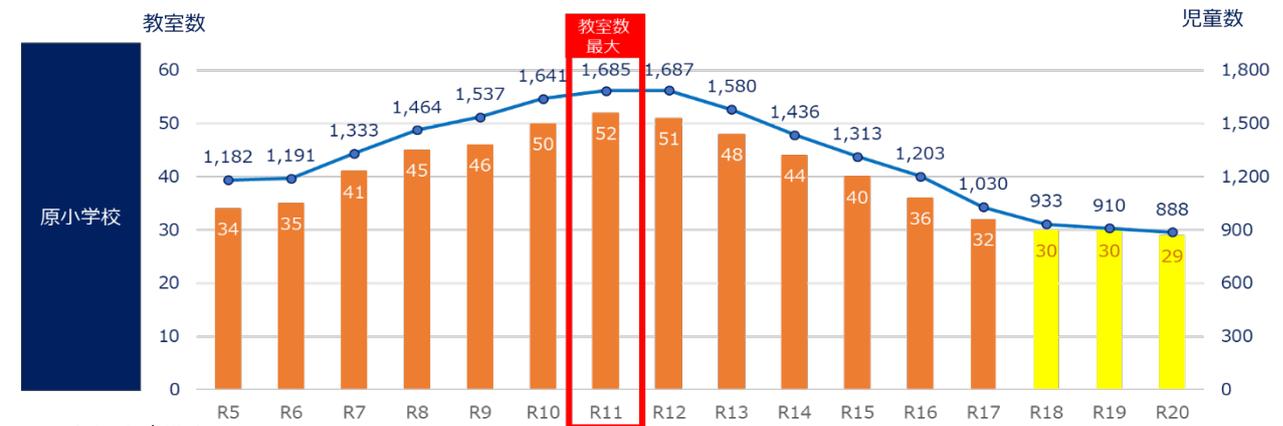
(1) 小学校の対応

小中学校児童生徒数等推計では、原小学校は令和17年度まで過大規模校、令和18年度からは大規模校に転ずる予測となります。

また、過大規模校化対策として学校敷地内に増築棟を建築しましたが、校庭面積が基準に満たなくなり第二校庭を整備しました。第二校庭は、県道千葉ニュータウン南環状線を挟んだ南側に位置し、同一敷地内で施設が完結する他の学校とは異なる学校環境にあります。

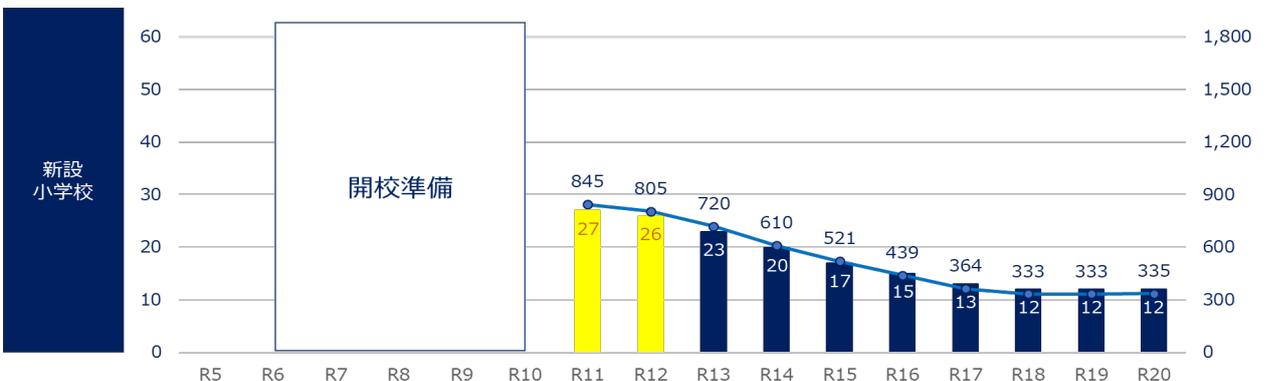
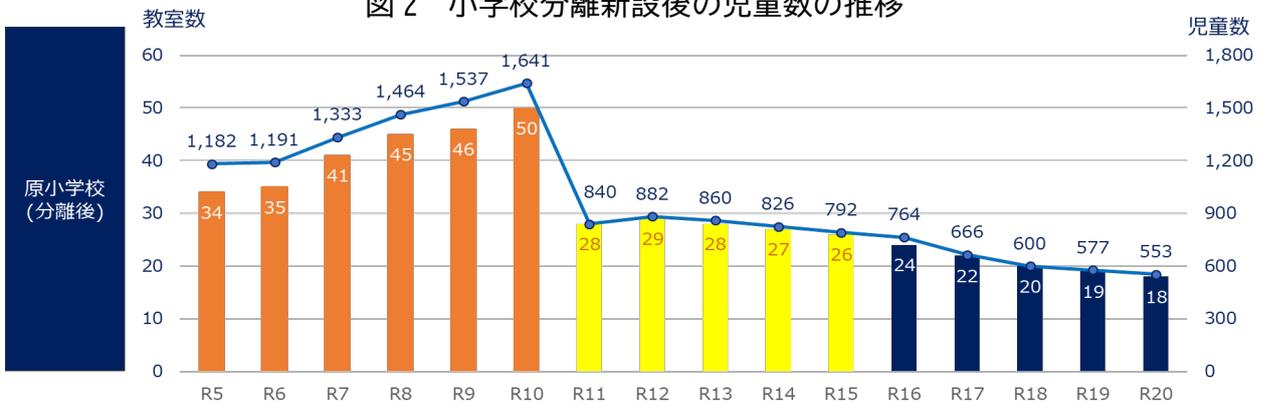
については、原小学校の過大規模校化の解消及び学校環境を整える観点から、小学校を分離新設します。

図1 原小学校の児童数の推移



出典：令和6年度推計

図2 小学校分離新設後の児童数の推移



出典：令和6年度推計より作成。東の原地区を新設校の対象学区とする前提

凡例	過大規模校 (31学級以上)	大規模校 (25~30学級)	適正規模校 (12~24学級)

(2) 中学校の対応

西の原中学校は、令和 11 年度から過大規模校となり、令和 20 年度においても過大規模校の状況が続く予測となります。

同校を分離した場合の新設校については、開校当初は小規模校、令和 13 年度から令和 17 年度までは適正規模校、令和 18 年度から再び小規模校に転ずる予測となり、以後、長期間にわたり小規模校となる可能性が高くなります。

千葉県は、公立小中学校は、学校規模別教職員配置に基づき職員が配置されますが、中学校が小規模校化することにより、学級担任以外の教員配置が少なくなり、配置される教員では全教科へ配置が困難となります。また、多様な意見に触れる機会や学び合いの機会が少なくなる、クラス替えができず人間関係が固定化するなどのデメリットがあります。

図 3 西の原中学校の生徒数の推移

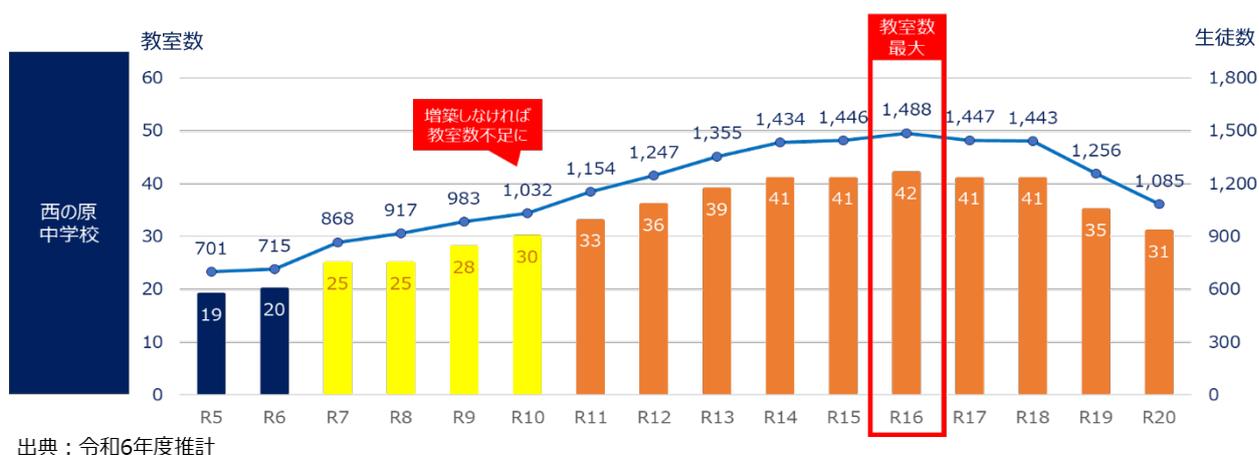
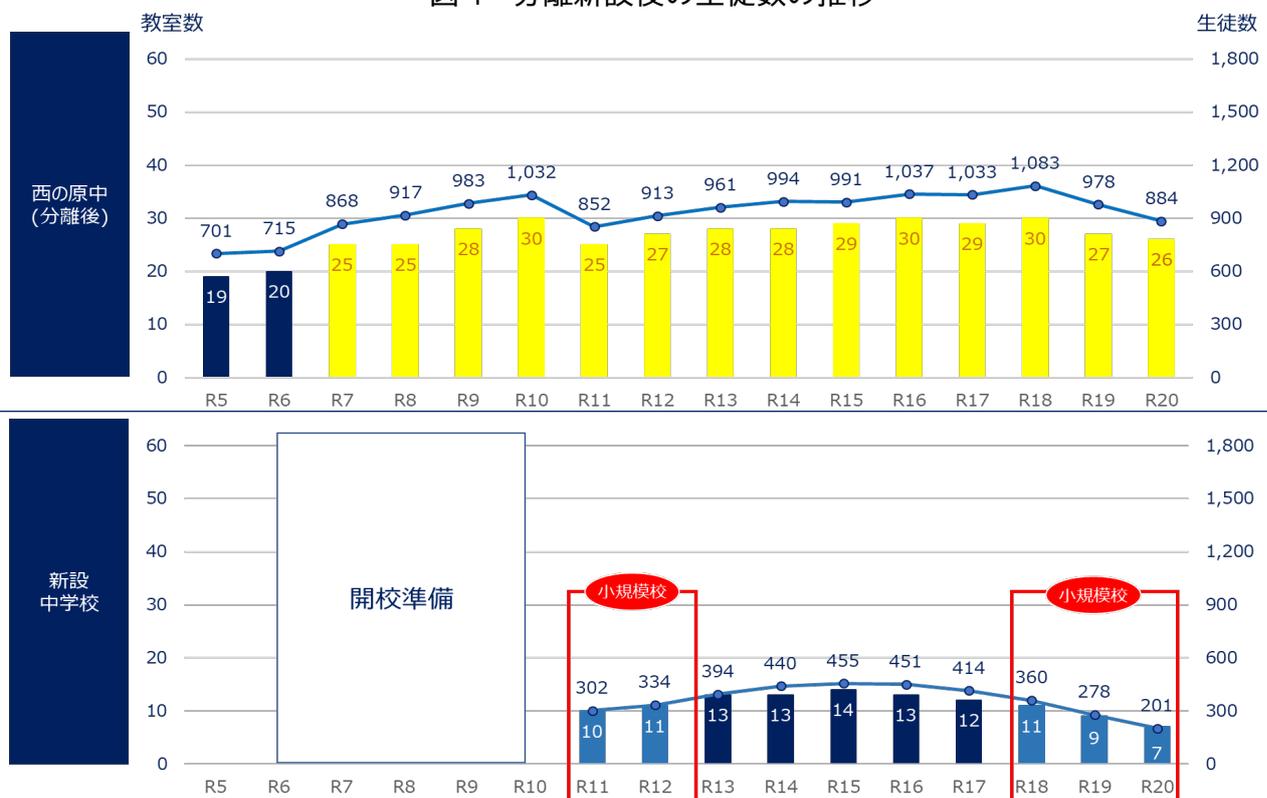


図 4 分離新設後の生徒数の推移



凡例	過大規模校 (31学級以上)	大規模校 (25~30学級)	適正規模校 (12~24学級)	小規模校 (11学級以下)
----	-------------------	-------------------	--------------------	------------------

(3) 義務教育学校の新設

前段で記載したとおり、西の原中学校を単純に分離してしまうと、小規模校となってしまう、教育指導面・学校運営面で課題が残ることとなります。そのため、これらの課題や、原小学校及び西の原中学校の過大規模校化、また学校環境の解消を解決するため、分離新設を前提とし、「小・中併設校」、「小中一貫校」、「義務教育学校」の3つの校種（図5）で、「学校規模面」、「教育面」、「学校運営面」、「経費面」を勘案した総合評価（図6）を行いました。

結果、義務教育学校の新設が最も有利となるため、原小学校及び西の原中学校を分離新設し、（仮称）印西市立東の原義務教育学校（以下、「義務教育学校」という。）を新設します。

義務教育学校の開校は、小中学校児童生徒数等推計より、学級数がピークを迎える令和11年度に開校を迎えられるよう整備を進めていきます。

義務教育学校は、開設予定の令和11年度及び令和12年度は大規模校、令和13年度以降は適正規模校で推移する予測となります。ただし、令和12年度以降は児童生徒総数の減少が続く予測となっているため、適正規模の観点から、良好な学校環境が維持できないと判断される場合は、原小学校及び西の原中学校へ戻ることとします。

図5 新設校種の類型

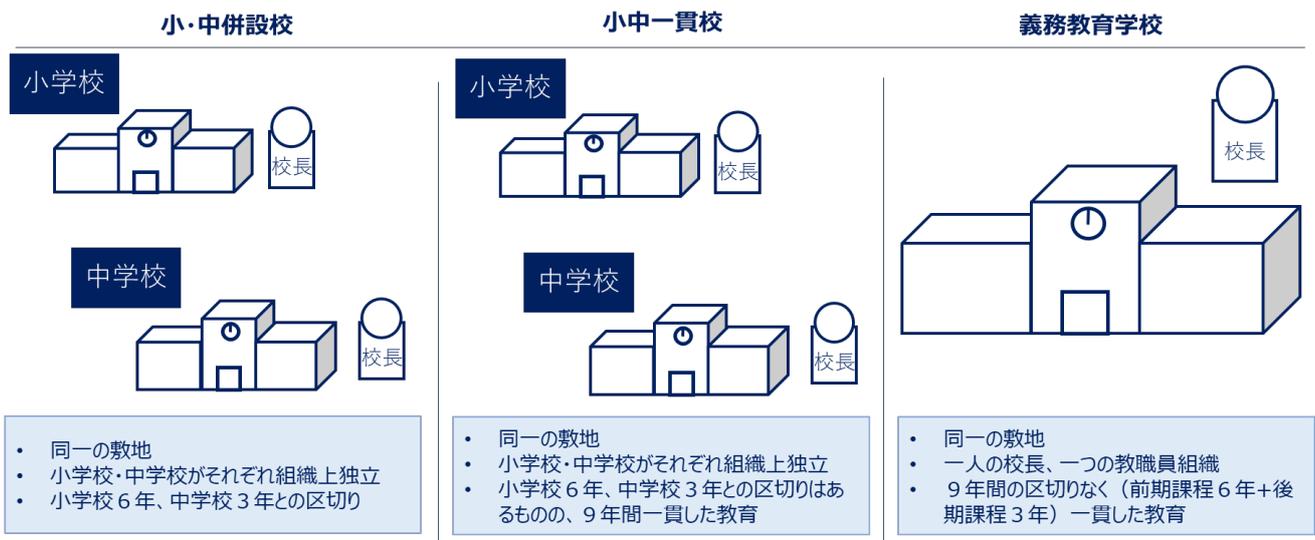
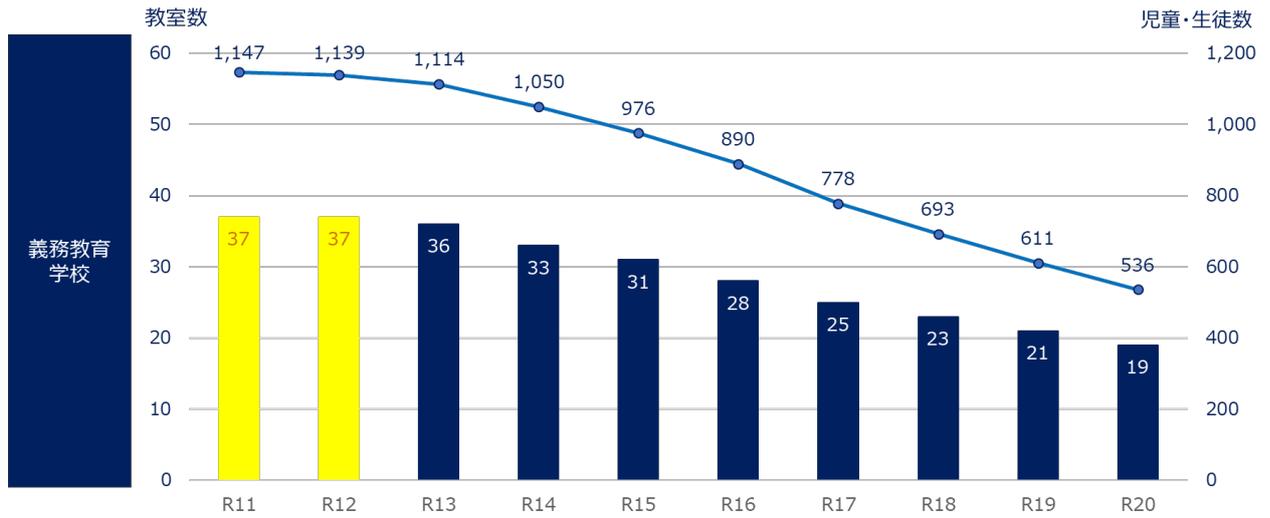


図6 新設校種の評価

新設校の種類	個別評価項目				総合評価	※各項目で「×」がひとつでもある場合には総合評価も×。
	学校規模	教育面	学校運営	経費面		
小・中併設校	×	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 中学校が小規模校化 教員配置面で不利 建屋をそれぞれ建築する（用地も増加）ためコスト大
小中一貫校	×	○	×	×	×	<ul style="list-style-type: none"> 中学校が小規模校化 教員配置面で不利 建屋をそれぞれ建築する（用地も増加）ためコスト大
義務教育学校	○	○	△	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 長期間適正規模校を維持 特色ある教育を期待 建屋を単体とすることでコストを抑えることが可能

図7 義務教育学校の児童・生徒数の推移



出典：令和6年度推計より作成。東の原地区を新設校の対象学区とする前提



2. 学校づくりの基本構想

今後の学校づくりの検討の中心となる基本的な概念を整理します。

(1) 印西市の教育施策の基本理念

【だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び】

(2) 印西市教育大綱

基本目標

子どもたちの未来を育み 誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります

基本方針

【学校教育の充実】

知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むまちを目指します

【教育環境の整備・充実】

子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境が充実したまちを目指します

(3) 第2期印西市教育振興基本計画

基本目標Ⅰ

知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む

基本目標Ⅱ

子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境を充実させる

(4) 印西市教育DX推進計画

目指す子どもの姿

- ・多様な周りの人と協働し、テクノロジーや情報の活用を工夫・改善しながら、実際の問題発見・解決に挑戦する姿
- ・プログラミングやデータ分析など、情報の活用を通じて、個性あふれるアイデアを形にし、新たな価値を創造する姿
- ・「なぜ学ぶのか」を理解し、新しいテクノロジーにも積極的に向き合い、情報をよりよく使い、社会に対して責任をもって関わるために必要なことを学び続ける姿

目指す教職員の姿

- ・子どもに丁寧に寄り添い、テクノロジーや情報の活用を工夫・改善しながら、主体的・対話的で深い学びを支援する姿
- ・新たな学習観に立ち、最新の教育技術や方法を積極的に取り入れ、子どもたちの創造性と批判的思考を引き出すよう支援する姿
- ・校務効率化や学校の組織風土・組織文化の変革を通して、健康で心豊かな生活の中で自らも生き生きと学び続ける姿

(5) 印西市学校適正規模・適正配置基本方針

教育理念の実現

本市がめざす学校教育の基本理念「だれもが輝き ともにばたく いんざいの学び」を実現するための取り組みとして、学校適正配置を行います。

学校規模の適正化

学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上をめざした学校適正配置を行います。

通学距離と通学時間の配慮

通学が児童生徒にとって過度な負担にならないよう、通学距離については、国の基準に準じて、小学校でおおむね 4 km以内、中学校でおおむね 6 km以内を原則とします。

また、通学時間については、交通機関の利用を含め、おおむね1時間以内を原則とします。

地域特性への配慮

学校が持つ多様な機能に留意し、地域の歴史や学校との社会的なつながりに配慮した学校適正配置を行います。

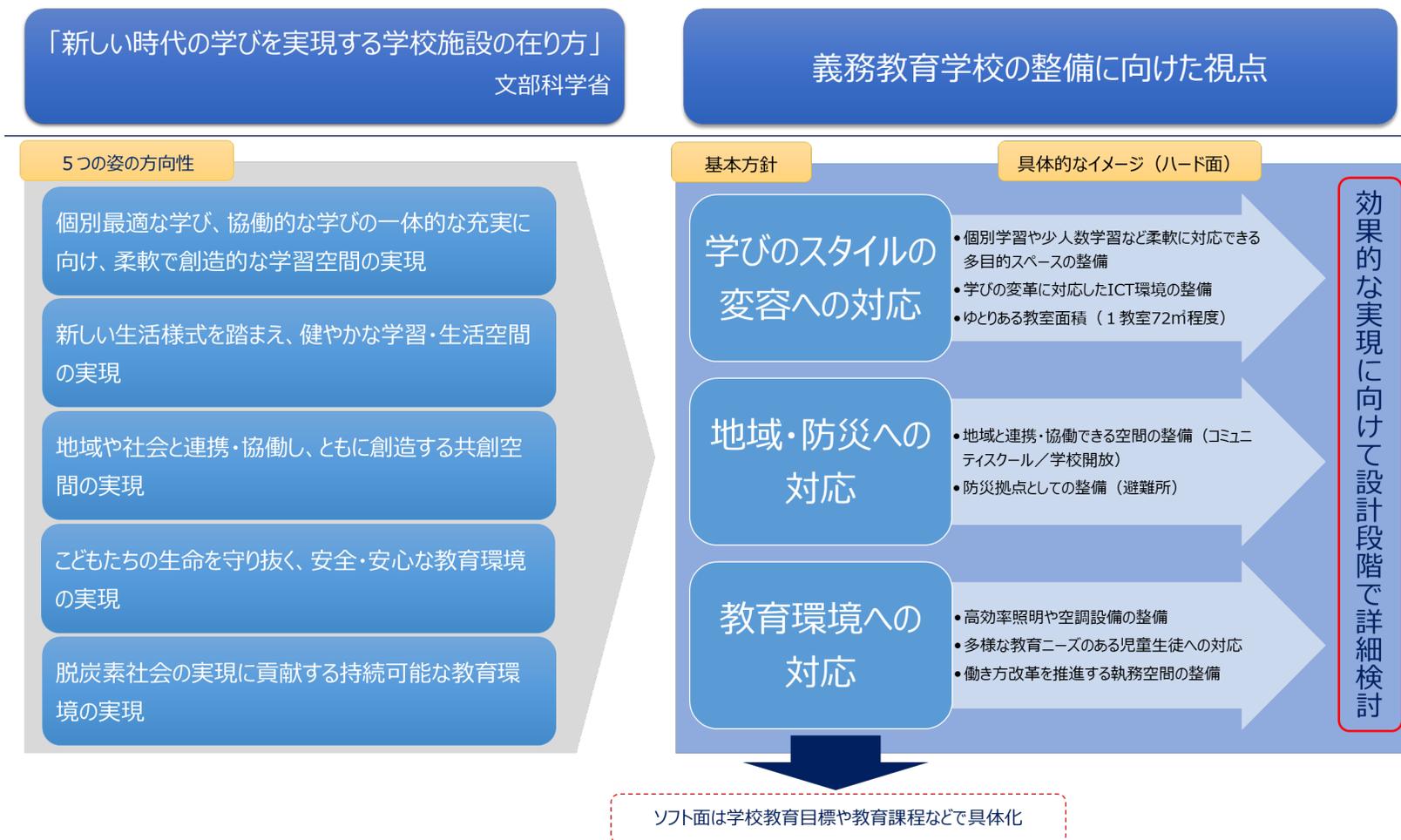
※上記は現時点での計画を示したものであり、設計時において再確認を行い、協議をします。

3. 学校づくりの基本方針

これからの学校には、新たな学習環境や生活環境を提供するだけでなく、地域交流や防災拠点などといった社会的要望にも対応できる施設が必要となります。

これらを踏まえて、学校施設に求められる機能に関する基本的な方針を次のとおりまとめます。

図8 学校づくりの基本方針

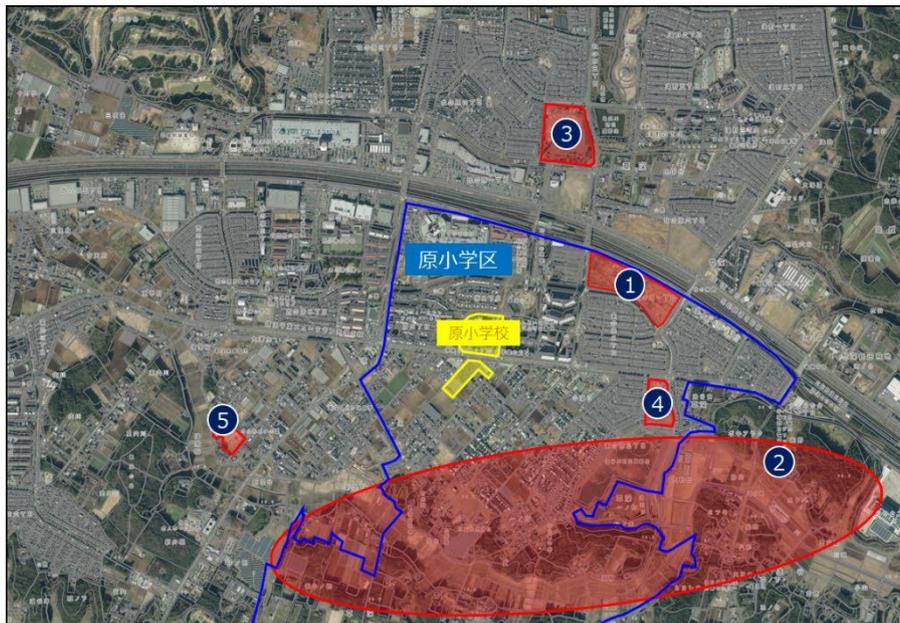


4. 建設予定地の選定

市街化区域及び市街化調整区域ともに利用可能な用地に限られる中、候補となり得る土地を複数箇所選定し、「用地確保の蓋然性」、「インフラ整備の必要性」、「建設に係る経費」、「地域性・安全性」、「市民との合意形成」を勘案した総合評価（図10）のもと候補地を2箇所に絞り込みました。

その後、原小学校保護者及び地域住民を対象とした意見交換や、土地所有者との交渉の結果、第1候補地を建設予定地と位置付けました。

図9 候補地エリア図



候補地	所有者/面積
① 国道464号沿線エリア	・ 民間事業者 ・ ~約55,000㎡
② 草深地区周辺 又は隣接地	・ 個人 ・ ~約27,000㎡
③ 牧の原公園	・ 印西市 ・ 約50,000㎡
④ 東の原公園	・ 印西市 ・ 約19,000㎡
⑤ そうふけふれあいの里 (旧草深小)	・ 印西市 ・ 約13,500㎡

図10 各候補地の評価結果

候補地	個別評価項目					総合評価
	用地確保	インフラ整備	経費	通学/安全性	合意形成	
① 国道464号沿線エリア (民有)	△	○	△	○	○	● (建設予定地) 総じて評価は高いが、以下の点留意 ・ 用地確保：地権者の意向に依存 ・ 経費：市有地整備に比べ用地取得費用等発生
② 草深地区周辺 又は隣接地 (民有)	△	×	△	△	○	✕ ・ 用地確保：用地取得は地権者の意向次第 ・ インフラ整備：調整区域であり上下水道・排水等の整備に時間を要す
③ 牧の原公園	×	○	○	△	△	✕ ・ 用地確保：災害時の広域防災拠点であり、代替地の確保が求められる
④ 東の原公園	○	○	○	○	×	✕ 総じて評価は高いが、以下の点留意 ・ 合意形成：公園施設であり、周辺住民や市民の皆様からの合意を頂く必要
⑤ そうふけふれあいの里 (旧草深小)	×	△	△	×~△	○	✕ ・ 用地確保：施設規模として十分な教室の確保が難しい。既存機能の移転先確保も必要 ・ 通学/安全性：学区外であり通学にも課題あり

土地所有者と交渉を重ね、土地取得の合意を得ることができました。

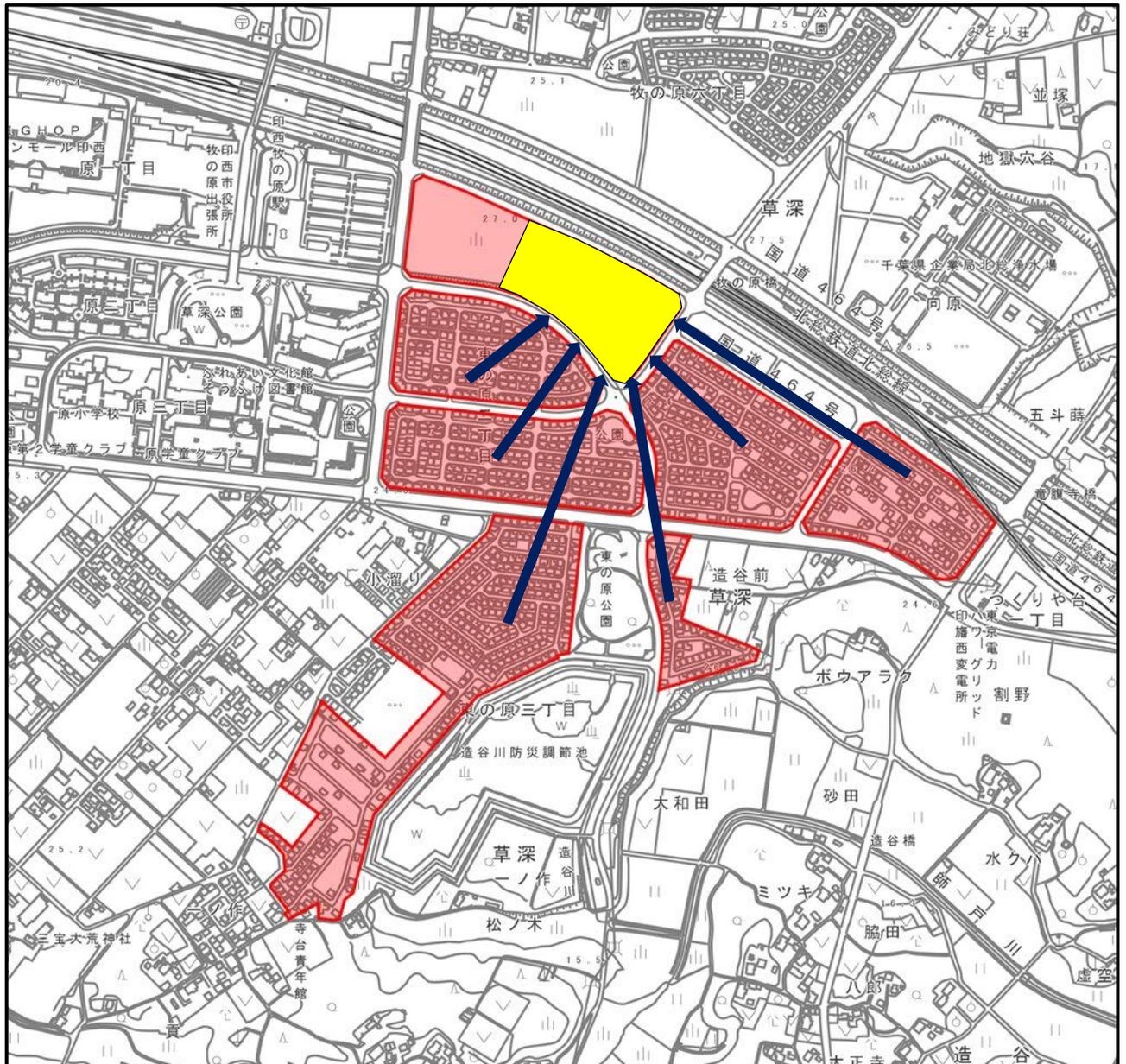
5. 通学区域の設定

建設予定地の立地を勘察し、下記の地域を通学区域として検討しています。

なお、通学区域の設定にあたっては、校長や保護者代表等で組織される「印西市通学区域審議会」で審議が行われ、図 11 のとおり答申を受けました。

通学区域：東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目

図 11 義務教育学校の通学区域イメージ

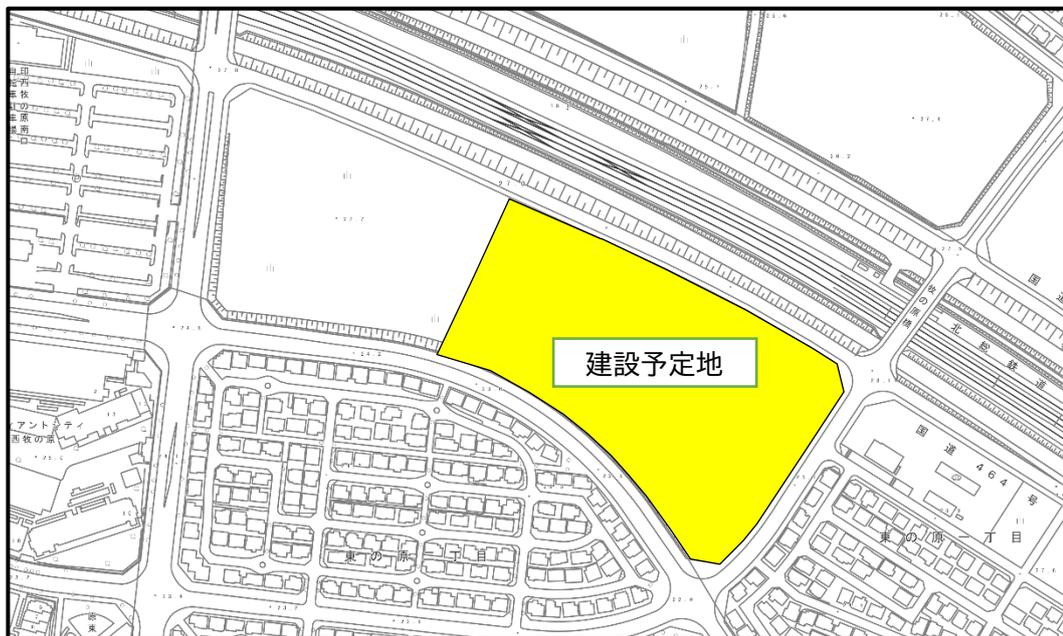


6. 建設予定地の敷地概要

(1) 敷地概要

所在地	: 印西市東の原一丁目 1624 番 15 ほか
敷地面積	: 約 35,000 m ²
都市計画区域	: 印西都市計画区域
区域区分	: 市街化区域
用途地域	: 第2種住居地域
建ぺい率	: 60%
容積率	: 200%
高さ制限	: 第1種高度地区
日影制限	: 高さ 10mを超える建築物 4時間-2.5時間/4m
防火指定	: なし (22条・23条適用)
地区計画	: 印西牧の原東地区地区計画
接道	: 東側-幅員 20m (市道 39-003 号線) 西側-幅員 25m (市道 00-024 号線) 南側-幅員 20m (市道 39-001 号線) 北側-幅員 100m (国道 464 号)

図 12 建設予定地



(2) 関係法令等の整理

義務教育学校の整備にあたっては、関連する法令等を遵守し、関係機関と適切に協議を進めていきます。

【義務教育学校の整備にあたり主に想定される関係法令等】

- ・都市計画法
- ・印西市開発事業等指導要綱
- ・印西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- ・印西牧の原東地区地区計画
- ・建築基準法
- ・千葉県建築基準法施行条例
- ・印西市中高層建築物等指導要綱・印西市景観条例
- ・千葉県福祉のまちづくり条例
- ・下水道法
- ・土壌汚染対策法
- ・印西市環境保全条例
- ・消防法

※上記は一例を示したものであり、設計時において再確認を行い、協議をします。

7. 学校施設の整備概要

(1) 計画概要

用 途	：義務教育学校	階 数	：地上3階
建築面積	：約 6,000 m ²	高 さ	：約 14m
延べ面積	：約 14,000 m ²	構 造	：鉄骨造

(2) 学校規模

児童・生徒数がピーク時の1,147人・普通教室37学級の学校規模を想定し、整備を進めます。

普通学級：37教室

特別支援学級：10教室

特別教室：18教室

管理諸室：26室（校長室、職員室等）

配膳室：1室

体育館：2棟（メイン1棟、サブ1棟）（学童クラブを内包）

屋外運動場：13,400 m²以上

屋外倉庫：4室

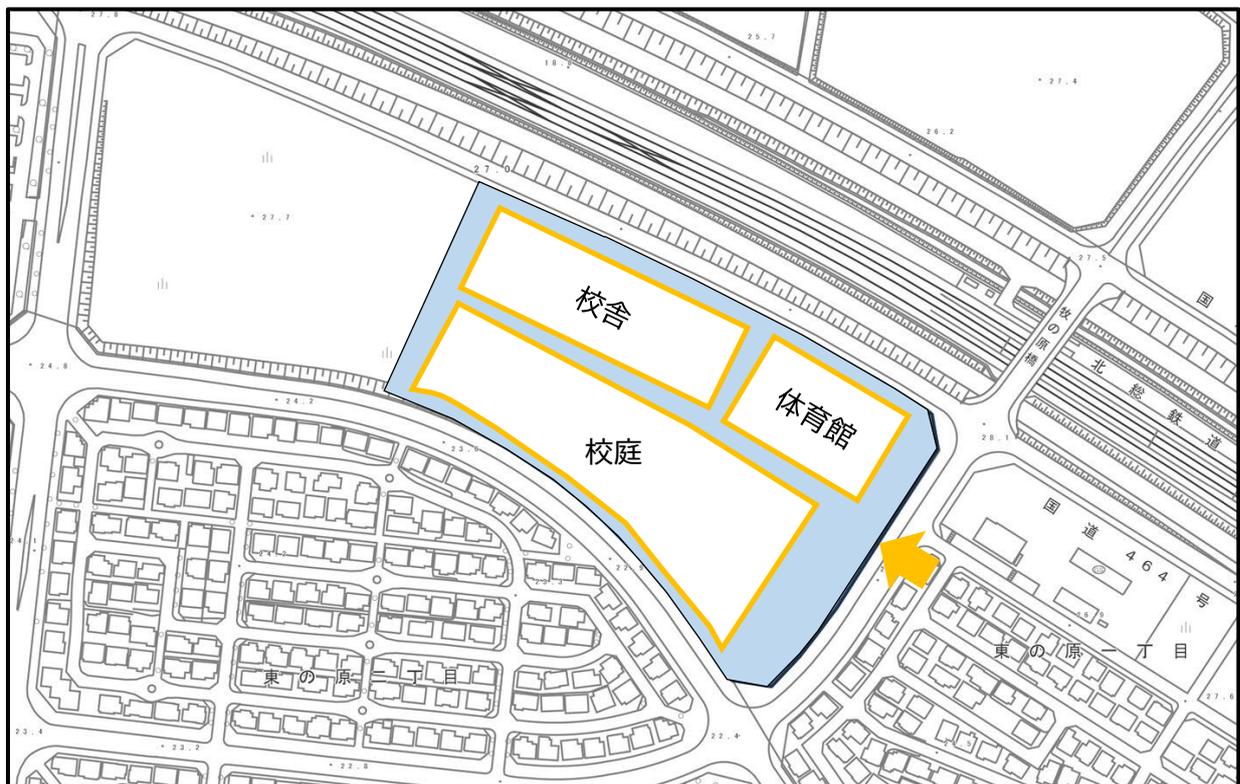
プー ル：整備なし

(3) 配置計画

北側に校舎を配置し、南側に明るく広い校庭を確保します。

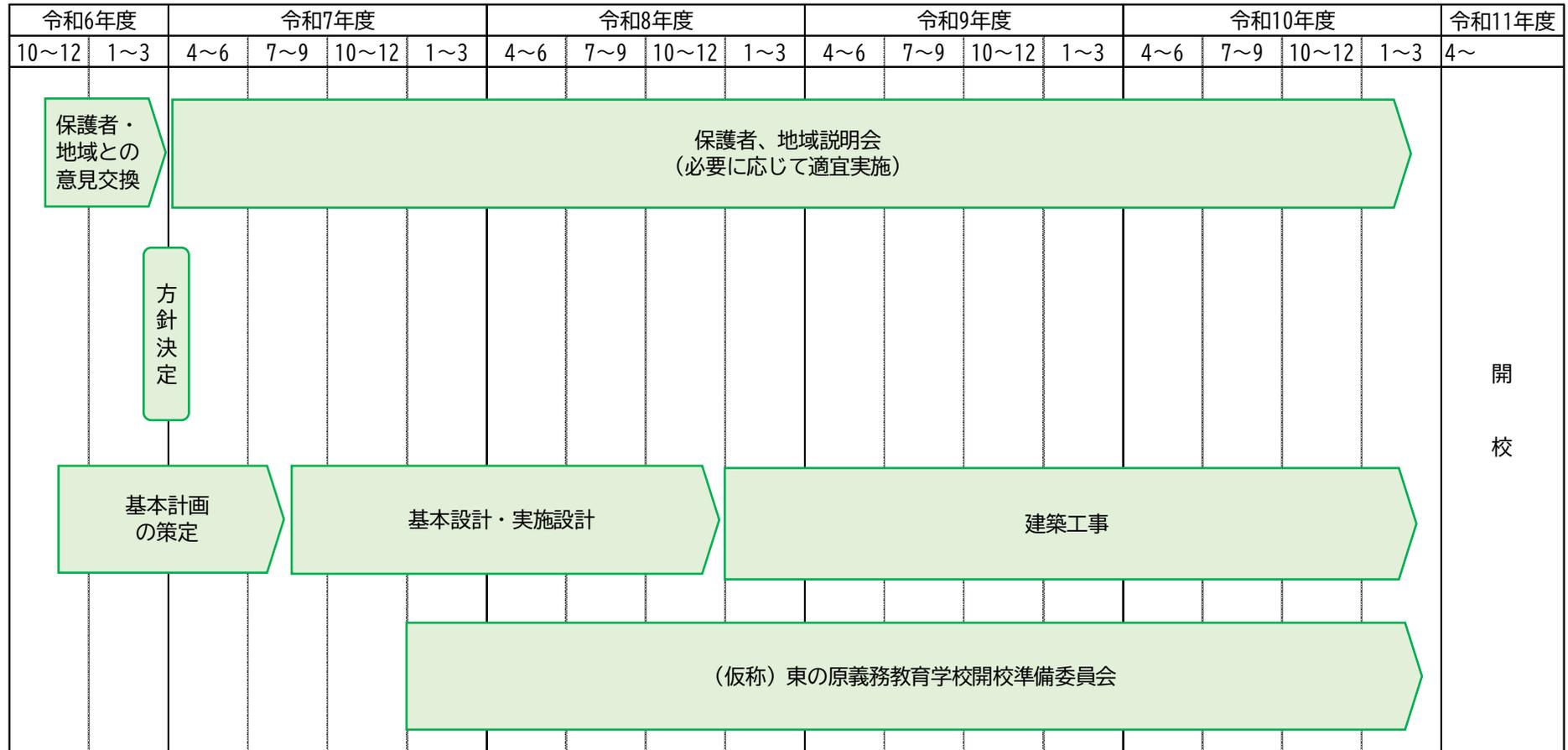
また、校舎をコンパクトにまとめ、敷地を有効活用します。

図13 義務教区学校の配置イメージ



8. 想定スケジュール

令和11年4月開校に向けた概略スケジュールを下記に示します。



9. 計画策定後に取り組む事項

(1) 整備内容の具体検討

- 基本設計において、施設のゾーニング、校舎の形状などを工夫し、イニシャルコストの低減が図られるよう検討を進めます。
- 国庫補助金や都市計画税などの有効活用を図れるよう検討を進めます。

(2) 開校準備委員会の組織

- 義務教育学校における校章、校歌、通学路、教育課程、学校行事などの具体的な検討を行います。

(3) 学校に期待される機能の精査

- 地域交流、学童クラブ、避難所などの学校教育以外の目的で必要とされる具体的な機能の設定について、関係課と協議を行います。